

国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則

平成16年4月1日  
制 定

改正	平成17年	2月1日	規則第7号
改正	平成17年	4月21日	規則第39号
改正	平成18年	3月16日	規則第21号
改正	平成20年	3月14日	規則第16号
改正	平成21年	7月16日	規則第45号
改正	平成21年	9月16日	規則第54号
改正	平成23年	2月25日	規則第8号
改正	平成23年	6月16日	規則第28号
改正	平成24年	2月16日	規則第13号
改正	平成24年	2月22日	規則第17号
改正	平成26年	3月20日	規則第15号
改正	平成27年	7月29日	規則第39号
改正	平成27年	9月16日	規則第42号
改正	平成29年	1月27日	規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。）第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
  - 二 理事（教育担当）
  - 三 副学長（企画担当）
  - 四 副学長（研究担当）
  - 五 副学長（国際交流・地域連携担当）
  - 六 教育研究支援機構長
  - 七 附属学校部長
  - 八 本学専任の教員の中から教授会において選出される教授7人（教育系、文科系、理科系、芸体系、教職大学院から、各1人を含み2人以内）
- 2 前項第八号の評議員は学長が任命し、解任しようとするときは、評議会の議を経て行うものとする。
  - 3 第1項第八号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、評議員の任期の末日は、当該評議員を任命する学長の任期の末日以前とする。
  - 4 第1項第八号の評議員に欠員を生じた場合に補充された評議員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(審議事項)

第3条 評議会が審議する奈良教育大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 中期目標についての意見に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
- 三 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他本学の教育研究に関する重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、評議会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した評議員がその職務を代理する。

(議案の提出)

第5条 評議会への議案の提出は、学長が行う。

2 評議員は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

(運営)

第6条 評議会は、原則として1か月に1回開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて、評議会を開催することができる。

(会議の成立等)

第7条 評議会は、学長を除く評議員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(評議員以外の者の出席)

第8条 評議会は、必要あるときは、評議員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会等)

第9条 評議会が必要と認める専門的な事項について審議するため、委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務の総括及び議事の記録)

第10条 理事（教育担当）は、評議会の事務を総括し、かつ、書記を選任し、議事の要旨を記録させなければならない。

(事務の処理)

第11条 評議会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第7号)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

2 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則(平成16年奈良教育大学規則第4号)の運用にあたり、総務担当理事が欠員の場合は、第2条第1項第二号中「学長が指名する理事 2人」を「学長が指名する理事1人及び事務局長」に読み替えるものとする。

附 則 (平成17年規則第39号)

この規則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年規則第21号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第45号)

この規則は、平成21年7月16日から施行する。

附 則 (平成21年規則第54号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第8号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成23年規則第28号)

この規則は、平成23年6月16日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第13号)

この規則は、平成24年2月16日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年規則第42号)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

2 平成27年10月1日から任命される第2条第1項第八号及び第九号の委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年規則第2号)

1 この規則は、平成29年1月27日から施行する。

2 改正後の規則第2条の規定については、平成29年度評議員から適用し、平成28年度までの評議員については、なお、従前の規定を適用する。